

令和8年における生活保護基準の検証作業について（案）

令和8年における生活保護基準の検証作業 について（案）

- 第57回生活保護基準部会における主な意見…… P 2～4
- 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証…… P 5～P 2 1
- 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法…… P 2 2
- 消費実態による検証を補完する方法…… P 2 3
- その他の扶助・加算の検証…… P 2 4～2 8

第57回生活保護基準部会における主な意見

【「外れ値処理」について】

- 生活扶助基準の比較対象は、年収階級第1・十分位という上限が定まっているグループであり、生活扶助基準本体の検証に当たって、客観性を考慮すると外れ値処理をする必要はない。

【「固定的経費割合」の算出方法について】

- 固定的経費割合を算出する計算式において、分母が消費支出全体となっているが、教育費のように公的制度的変更の影響を受けることもあるため、生活扶助相当支出額にするべきではないか。

【回帰分析における「重み付け（乗率）」について】

- 過去の推計結果の適切性に支障はないと思うが、今後は集計用乗率で重み付けをして回帰分析をするべき。
- 第1・十分位などの抽出に当たっては集計用乗率を用いることは合理性はある。回帰分析に関しては、世帯類型や年齢、世帯人員と消費支出の関係を通じて基準体系の構造を確認することが必要なため、乗率はなくてもそれほど問題はないのではないかと考える。今回はこういう理由で今回のやり方にしたとすれば問題ないと考える。

【消費の変化の「費目別寄与度の内訳」について】

- 最近の生活様式を反映する観点から、通信関係費は交通と通信に分けたり、食料は外食や調理食品などもう少し細かくみること、単身世帯や就労世帯を中心とした消費行動の変化を見ることができないのではないかと考える。また、世帯類型に注目して教育、子育て関連支出など必要に応じて見てはどうか。

【「基準体系の回帰分析における年齢区分」について】

- 最近の高齢者世帯が増えていることを踏まえると、年齢構成割合の変数のうち65歳～74歳の区分について、65歳から69歳と70歳～74歳に分けた場合にどうなるか確認してもいいのではないかと考える。

第57回生活保護基準部会における主な意見

【「有子世帯の扶助・加算」について】

- 子どもの健全育成に係る費用を適切に保障する観点から、現行の基準の考え方など、子どもの支援について体系的に整理した上で、検証方法の検討をした方がよいのではないか。
- ひとり親世帯のかかり増し費用を対象にするのであれば、基準体系を検証する際の回帰分析において、ひとり親世帯のダミー変数をいれて、ひとり親世帯であることでどのくらい消費の変化があるのか、生活扶助基準本体と同時に検証することも考えられる。
- 子どもの貧困の連鎖を避けるためにも、低い所得階層だけでなく、もう少し高い所得階層と比較することは重要ではないか。
- クラブ活動の費用として実費支給している学習支援費などについては、教育に関する費用の実態が変化している点に留意が必要。

【「冬季加算」について】

- 光熱費について、2021年から2025年の5年間プールだと2022年の原油価格高騰が含まれるため、価格の月の変動を確認したり、どのくらい数量ベースで増えているかも確認してはどうか。
- 光熱水費の季節性の変動について、夏場の需要も検討してはどうか。

【「住宅扶助」について】

- 近年、民間の特に低家賃の賃貸住宅の市場では、住宅扶助基準が家賃の下限として機能してしまうようなケースがあると言われているため、その辺りの実態も含め、少し住宅市場全体を見て検討を進めてはどうか。
- 住宅扶助基準については、根本的な課題を含め、中長期にわたって議論が必要。
- 住宅扶助基準の実態に合わせた見直しについて自治体の声を聞く機会がある。定期検証後、できるだけ早期に検討を進めることが望ましい。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証

（1）水準（高さ）の検証

今回検証の方針（案）

- 生活扶助基準の水準（高さ）の検証については、前回検証に引き続き、夫婦子1人世帯（勤労者世帯）をモデル世帯として、低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証を行う。
- 比較検証に当たって消費実態を参照する所得階層については、年収階級第1・十分位を基本としつつ、年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうかについては、前回検証で確認した指標などにより、確認を行う。
- 生活扶助基準の水準（高さ）の検証に当たって、モデル世帯である夫婦子1人（勤労者世帯）における生活扶助相当支出以外の支出も含めた消費支出全体の費目別内訳についても確認を行う。
- 世帯構成別の低所得世帯における生活扶助相当の消費水準を中位所得層対比で確認する。その際、世帯構成別の低所得世帯における生活扶助相当支出のデータのバラツキ具合がどの程度かについても併せて確認する。

<使用予定データ>

全国家計構造調査（令和元年、令和6年）

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

（1）生活扶助基準額と一般低所得世帯（夫婦子1人世帯 年収階級第1・十分位）の消費水準の比較のイメージ（1/2）

<確認事項>

- ① 夫婦子1人世帯の定義は、令和4年検証と同様とする。
- ② 生活保護を受給していると推察される世帯は、令和4年検証と同様の方法により除外する。

令和4年検証の取扱い

①夫婦子1人世帯の定義

夫婦子1人世帯は、平成29年検証時と同様に、勤労者世帯であって、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）の世帯とした。

特に、2019年全国家計構造調査による集計では、上記に該当する世帯（サンプル2,190世帯）のうち、生活保護を受給していると推察される世帯（5世帯）を除く世帯（2,185世帯）を対象とした。

※ 平成29年検証時の考え方に倣い、標本規模を一定程度確保する観点から、年齢区分は広く設定することとし、また、データの均質化を図る観点から、就労世帯に限定することとし、さらに、自営業世帯の場合は、一般的に、年間収入を正確に捕捉することが困難との指摘があることを踏まえ、自営業世帯は除いた「勤労者世帯」に限定して集計を行うこととした。

②生活保護を受給していると推察される世帯

平成29年検証時と同様に、下記のすべてを満たす世帯は、生活保護を受給していると推察されるものとした。

- ・ 支出項目「NHK放送受信料」、「医科診療代」、「歯科診療代」、「個人住民税」、「土地家屋借金返済」がいずれも「0」
- ・ 「住宅ローン残高」なし
- ・ 収入項目「他の社会保障給付」の計上がされている

（ただし、児童手当受給対象世帯は、当該世帯が受給されると見込まれる児童手当以上の額が計上されている場合に限る）

※ 令和元年全国家計構造調査によるサンプル41,807世帯のうち、生活保護を受給していると推察される世帯は383世帯であった。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

赤字は第57回資料からの変更点

（1）水準（高さ）の検証

（1）生活扶助基準額と一般低所得世帯（夫婦子1人世帯 年収階級第1・十分位）の消費水準の比較のイメージ（2/2）

<確認事項>

- ① 外れ値については、**特段の処理を行わないことを基本としつつ、外れ値の有無やその影響を念のため確認する。**

令和4年検証の比較結果

①生活扶助基準額（円/月）	137,790
②生活扶助相当支出（円/月）	140,514
[標準誤差]	[4,572]
年収階級第3・五分位対比	71.1%
②/①	1.020

※ 生活扶助基準額は、夫婦子1人世帯（年収階級第1・十分位）に該当する世帯の年齢構成や所在地域に応じた額の平均値であり、児童養育加算等の各種加算を含まない。

令和4年検証の取扱い

外れ値の確認

生活扶助相当支出の対数について、平均 + 3 σ （ σ ：標準偏差）を超えるサンプルを確認した結果、該当するサンプルは観測されなかった。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

赤字は第57回資料からの変更点

（2）モデル世帯となる夫婦子1人世帯（年収階級第1・十分位）における消費支出全体の費目別内訳の確認イメージ

<確認事項>

- ① 夫婦子1人世帯（年収階級第1・十分位）における令和元年から令和6年にかけて消費の変化の状況を把握するため、消費支出全体や生活扶助相当支出全体の変化の費目別寄与度を見る。
- ② **内訳としてみる費目は、以下の表のとおり。**

《夫婦子1人世帯（年収階級第1・十分位）の消費水準の変化及び費目別寄与度》

	令和元年調査 (円)	令和6年調査 (円)	寄与度分解 (%)
消費支出			
食料			
調理食品			
外食			
住居			
光熱・水道			
家具・家事用品			
被服及び履物			
保健医療			
交通			
自動車等関係費			
通信			
教育			
教養娯楽			
その他の消費支出			

	令和元年調査 (円)	令和6年調査 (円)	寄与度分解 (%)
生活扶助相当支出			
食料			
調理食品			
外食			
住居			
光熱・水道			
家具・家事用品			
被服及び履物			
保健医療			
交通			
自動車等関係費			
通信			
教育			
教養娯楽			
その他の消費支出			

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

（3）年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標（1／3）

<確認事項>

- ① 年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標としては、令和4年検証で確認した指標を基本として以下の指標を確認する。

○中位所得層に対する消費水準の比率

夫婦子1人世帯における「年収階級第1・十分位の平均消費支出額」÷「年収階級第3・五分位の平均消費支出額」により算出。
中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認する。

○固定的経費割合

固定的経費 ÷ 消費支出額 により算出（固定的経費の判定方法は次ページ参照）。
食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

○年間可処分所得の中央値に対する比率

夫婦子1人世帯における年間可処分所得の中央値に対する年収階級第1・十分位の年間可処分所得の平均の比率。
年間可処分所得の中央値を基準として、年収階級第1・十分位の年間可処分所得が相対的に減少して（貧困の度合いが高くなって）いないかを確認する。

（下記の事項は、その変化が直接的に評価に結びつくものではないが、大きな変化がないかを確認。）

○世帯属性

世帯の基本的な状況として、配偶者の就業状態、子供の就学状態、貯蓄・負債の状況

○所得額・貯蓄額の分布

所得額・貯蓄額の分布を確認する

○社会的必需項目等の不足状況

夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位における社会的必需項目の不足状況、耐久消費財の保有状況
※ 社会的必需項目等については、別途精査

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

赤字は第57回資料からの変更点

（3）年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標（2／3）

<確認事項>

- ① 固定的経費の算出方法は、令和4年検証の方法と同様の方法と、以下の「消費支出」を「生活扶助相当支出」に置き換えて算出する方法と両方を実施して、いずれを採用するか検討する。

令和4年検証の取扱い

《固定的経費・変動的経費の定義》

- 消費支出が1%増加するとき、当該支出項目の増加率が1%未満の支出項目を「固定的経費」、1%以上の費目を「変動的経費」と定義する。

《固定的経費の算出方法》

- 品目分類による小分類の各支出項目（※）について、令和元年全国家計構造調査による個別世帯データを用いて、次式による回帰分析を実施。

※ 令和元年全国家計構造調査の集計項目が中分類以上に限られる部分については、中分類の支出項目を用いる。

$$C_i / Y = \text{const}_i + \gamma_i * \ln(\hat{Y})$$

C_i : 第*i*支出項目の消費額

Y : 消費支出額

\hat{Y} : 次の回帰式による消費支出額の理論値 $Y = a + b * Z$ （ Z : 世帯年収）

※ 対象範囲は夫婦子1人世帯（生活保護を受給していると推察される世帯を除く）。

※ 回帰分析にあたっては、令和元年全国家計構造調査の集計用乗率により重み付けを行う。

- 各支出項目 C_i について、
- ・ 係数 γ_i が有意（水準5%）で、0を下回る場合、固定的経費に、
 - ・ 係数 γ_i が有意（水準5%）で、0を上回る場合、変動的経費にそれぞれ分類する。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

赤字は第57回資料からの追記

（3）年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標（3／3）

<確認事項>

- ① 固定的経費の判定は、品目分類による小分類の支出項目で判定することとする。ただし、全国家計構造調査の集計項目が中分類以上に限られる部分については、中分類の支出項目を用いる。
- ② 係数が有意ではない支出項目について、上位項目の固定的経費・変動的経費の格付で代替しない。

令和4年検証の取扱い

《固定的経費・変動的経費の判定結果》

食料	穀類	固定	
	魚介類	-	
	肉類	固定	
	乳卵類	固定	
	野菜・海藻	固定	
	果物	-	
	油脂・調味料	固定	
	菓子類	固定	
	調理食品	-	
	飲料	固定	
	酒類	-	
	外食	一般外食 学校給食	変動
	賄い費	-	
	住居	家賃地代	固定
設備修繕・維持		設備材料 工事その他のサービス	-
			-
光熱・水道	電気代	固定	
	ガス代	固定	
	他の光熱	固定	
	上下水道料	固定	

家具・家事用品	家庭用耐久財	家事用耐久財	-
	耐久財	冷暖房用器具	-
		一般家具	-
		室内装備・装飾品	-
	寝具類	-	
	家事雑貨	-	
	家事用消耗品	固定	
	家事サービス	-	
	被服及び履物	和服	-
		洋服	変動
シャツ・セーター類		変動	
下着類		-	
生地・糸類		-	
他の被服		-	
履物類		変動	
被服関連サービス		変動	
保健医療	医薬品	-	
	健康保持用摂取品	-	
	保健医療用品・器具	固定	
	保健医療サービス	-	

交通・通信	交通	-	変動	
	自動車等関係費	自動車等購入	-	
		自転車購入	-	
		自動車等維持	固定	
	通信	-	固定	
教育	授業料等	-	変動	
	教科書・学習参考教材	-	-	
	補習教育	-	変動	
教養娯楽	教養娯楽用耐久財	-	変動	
	教養娯楽用品	-	-	
	書籍・他の印刷物	-	変動	
	教養娯楽サービス	宿泊料	-	
		パック旅行費	-	
		月謝類	-	変動
		他の教養娯楽サービス	-	-
その他の消費支出	諸雑費	理美容サービス	変動	
		理美容用品	-	
		身の回り用品	-	
		たばこ	固定	
		他の諸雑費	-	
		こづかい（使途不明）	-	固定
	交際費	贈与金	-	
		他の交際費	-	変動
仕送り金		-	変動	

※ 品目分類（小分類）による結果は、令和元年全国家計構造調査の集計項目が中分類以上に限られる部分については、中分類の支出項目での判定結果。
 ※ 「-」は、固定的経費・変動的経費のいずれとも判定されないもの、または、夫婦子1人世帯（生活保護を受給していると推察される世帯を除く）のいずれの世帯でも当該支出項目についての支出がないもの。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

（4）年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標の集計イメージ（1／2）

令和4年検証の確認結果

	今回検証 対象世帯	前回検証 対象世帯	増減	
消費支出額の平均（円）	217,863	202,240	+7.7%	
年収階級第3・五分位比	84.5%	72.0%	+12.6%pt	
固定的経費割合	54.3%	58.6%	▲4.3%pt	
年間可処分所得の平均（万円）	283	251	+12.8%	
夫婦子1人世帯の中央値対比（※2）	51.3%	49.8%	+1.5%pt	
（参考）夫婦子1人世帯の中央値（万円）（※2）	551	504	+9.4%	
夫婦の平均年齢	36.7	35.3	+1.4	
配偶者の就業率	37.9%	31.2%	+6.7%pt	
子の就学状況	未就学	70.1%	72.7%	▲2.7%pt
	小学生	12.4%	11.8%	+0.6%pt
	中学生	7.3%	6.0%	+1.3%pt
	高校生	10.2%	9.1%	+1.1%pt
	その他（※3）	0.0%	0.3%	▲0.3%pt
貯蓄現在高（万円）	337	271	+24.3%	
負債現在高（万円）	522	276	+89.0%	
住宅・土地購入のための借入金	456	248	+84.2%	
持ち家率	44.6%	33.6%	+11.0%pt	

※1 令和元年全国家計構造調査及び平成26年全国消費実態調査による夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位に係る特別集計結果。夫婦子1人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である勤労者世帯のうち、生活保護を受給していると推察される世帯を除くもの。

※2 年間可処分所得の中央値は、夫婦子1人世帯の全年収階級における中央値。

※3 子の就学状況「その他」は、15歳以上で中学校・高等学校のいずれにも在学しないもの。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

（4）年収階級第1・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標の集計イメージ（2/2）

令和4年検証の確認結果

	年間可処分所得	貯蓄現在高						
		計	150万円未満	150万円以上 200万円未満	200万円以上 250万円未満	250万円以上 300万円未満	300万円以上 350万円未満	350万円以上
今回検証 対象世帯	年間可処分所得階級計	100.0%	48.8%	10.0%	3.3%	3.3%	4.6%	30.0%
	150万円未満	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	150万円以上 200万円未満	4.6%	3.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.4%	0.8%
	200万円以上 250万円未満	14.1%	7.3%	0.7%	0.5%	1.5%	1.6%	2.5%
	250万円以上 300万円未満	31.8%	18.2%	4.7%	0.5%	1.0%	0.0%	7.4%
	300万円以上 350万円未満	47.0%	17.9%	4.5%	2.0%	0.8%	2.6%	19.1%
	350万円以上	0.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
前回検証 対象世帯	年間可処分所得階級計	100.0%	60.1%	4.3%	8.3%	3.1%	3.9%	20.3%
	150万円未満	3.7%	2.4%	0.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.2%
	150万円以上 200万円未満	8.4%	6.3%	0.2%	0.8%	0.3%	0.0%	0.8%
	200万円以上 250万円未満	30.7%	19.8%	1.7%	1.9%	1.5%	0.8%	5.0%
	250万円以上 300万円未満	53.4%	29.6%	1.8%	4.8%	1.2%	2.8%	13.3%
	300万円以上 350万円未満	3.8%	2.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.3%	1.0%
	350万円以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 令和元年全国家計構造調査及び平成26年全国消費実態調査による夫婦1人世帯の年収階級第1・十分位に係る特別集計結果。夫婦1人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である勤労者世帯のうち、生活保護を受給していると推察される世帯を除くもの。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（1）水準（高さ）の検証

（5）世帯構成別の低所得世帯における消費水準の中位所得対比の確認イメージ

<確認事項>

- ① 世帯構成別の低所得世帯における消費水準の中位所得対比については、令和4年検証の確認を踏襲することを基本としつつ、世帯構成別の低所得世帯における消費データのバラツキ具合を見るため、変動係数（標準偏差÷平均値）を確認する。

令和4年検証の確認結果

世帯構成別の低所得世帯における生活扶助相当の消費水準（中位所得対比）

		低所得世帯の消費水準の中位所得対比	展開後の消費水準の中位所得対比
夫婦子1人世帯（勤労者）	年収階級	71%	71%
高齢夫婦世帯（65歳以上）	貯蓄加味年収階級	62%	61%
	年収階級	64%	60%
高齢単身世帯（65歳以上）	貯蓄加味年収階級	60%	60%
	年収階級	63%	62%
高齢夫婦世帯（75歳以上）	貯蓄加味年収階級	60%	56%
	年収階級	65%	58%
高齢単身世帯（75歳以上）	貯蓄加味年収階級	65%	54%
	年収階級	65%	55%
単身世帯（65歳未満 勤労者）	年収階級	71%	65%

※ 各世帯構成における低所得世帯の消費水準は、令和元年全国家計構造調査の特別集計により、生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、各世帯構成における年収階級第1・十分位の生活扶助相当支出額。

※ 各世帯構成の展開後の消費水準は、令和4年検証の方法により算出した消費較差指数に基づく。

※ 中位所得対比は、令和元年全国家計構造調査の特別集計により、生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、各世帯構成における年収階級第3・五分位の生活扶助相当支出額に対する率。

※ 貯蓄加味年収階級については、貯蓄を考慮した年間収入（年間収入＋（資産－負債）／平均余命）により設定。

資料 全国家計構造調査特別集計

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（2）年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

今回検証の方針（案）

- 年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証については、これまでの検証手法を踏襲して行う。
具体的には、令和6年全国家計構造調査の個別世帯のデータを用いて、低所得世帯（※）を対象として、第1類相当支出及び第2類相当支出のそれぞれについて、各世帯の世帯構成、級地、資産等を説明変数とする回帰分析を行い、その結果を基に消費実態の較差（指数）を推計し、当該推計結果と現行の生活扶助基準における較差を比較することにより評価・検証を行う。
※ 令和4年検証においては、単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯（生活保護を受給していると推察される世帯を除く。）について、それぞれ世帯人員ごとに年収階級が第1・十分位に該当する世帯を分析対象とした。
- この際、検証手法の改善の観点から必要がある場合には、参照する所得階層や具体的な説明変数の設定などの回帰分析の細部について、採り得る方法を生活保護基準部会においてあらかじめ検討し、当該方法による結果を、従前の方法による結果と併せて算出する。

<使用予定データ>

令和6年全国家計構造調査

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（2）年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

赤字は第57回資料からの変更点

消費較差指数の算出方法（1／3）

<確認事項>

- 説明変数の設定や対象範囲の設定は、令和4年検証と同様を基本とする。
- 回帰分析にあたって、**全国家計構造調査の標本抽出方法に応じて設定された集計用乗率を加味して推計した方が、より母集団の実態を踏まえた推計になると考えられることから、集計用乗率による重み付けを行うこととする。**

令和4年検証の回帰分析の設定

	第1類	第2類
被説明変数	ln(第1類相当支出)	ln(第2類相当支出)
説明変数	2人世帯ダミー 3人世帯ダミー 4人世帯ダミー 5人世帯ダミー 0～5歳の構成割合 6～11歳の構成割合 12～17歳の構成割合 1級地2ダミー 2級地1ダミー 2級地2ダミー ln(貯蓄現在高) 持ち家ダミー	4人世帯ダミー 5人世帯ダミー 65～74歳の構成割合 75歳以上の構成割合 3級地1ダミー 3級地2ダミー 住宅ローン支払いダミー
対象範囲	生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯のそれぞれにおいて年収階級第1・十分位に属する世帯。	

- ※ 自然対数ln(*)を用いる指標については、もとの値が1未満の場合はln(*)=0とする。
- ※ 回帰分析にあたっては重み付けを行わない(集計用乗率を加味しない)。
- ※ 第1類相当支出、第2類相当支出のいずれかが0円の世帯は分析の対象としない。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（2）年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

第57回資料から追加したスライド

平成30年生活扶助基準見直しにおける第1類費の年齢区分の見直し

（見直し前の年齢区分）

未就学児

小学生

中高生～
高校卒業生

児童	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～19歳
若年者	20～40歳		41～59歳	
高齢者	60～69歳		70歳以上	

（新しい年齢区分（平成30年10月～））

未就学児

小学生

中高生

児童	0～5歳	6～11歳	12～17歳
若年者	18～64歳		
高齢者	65～74歳	75歳以上	

平成29年検証における年齢区分設定の考え方

- 第1類費の年齢区分については、平成30年の見直しまで、0～2歳、3～5歳、6～11歳、12～19歳、20～40歳、41～59歳、60～69歳、70歳以上の8区分としてきた。
- そのうち、17歳以下の子どもの年齢区分については、子どもの就学状況等により必要な生活費にも変動が考えられることから、未就学時期の0～5歳、小学生6～11歳、中高生12～17歳の区分とすることとした。
- 18歳以上の成人期については、
 - ・ 身体機能や社会活動の状況や実際の消費支出の差については、年齢による差よりも個人のライフスタイル等による影響が大きく、年齢差を考慮しないことがより妥当と考えられること、
 - ・ 60～64歳については、老齢年金支給開始前の年齢で、近年就業率も上昇しており、成人期と同等に取り扱うことが適当であること
 から、18～64歳までを一つの区分としてまとめることとした。
- 65歳以上の高齢期については、身体機能や社会活動の状況の変化に伴い、消費支出も65歳の前後及び75歳の前後を境にしてそれぞれ変化がみられることから、65～74歳、75歳以上の2つの区分とすることとした。

※ 第1類相当支出の回帰分析を行うに当たっては、平成29年検証の考え方も踏まえ、年齢階級の構成割合の変数については、現行の年齢区分を基本とするが、高齢期の消費実態を確認する観点から、「65～74歳」を「65～69歳」と「70～74歳」に細分化した場合の結果についても念のため確認する。その際、細分化した区分ではサンプル数が少なくなることから、推計の精度について留意する。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（2）年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

消費較差指数の算出方法（2 / 3）

令和4年検証における消費実態の較差指数の算出方法

		第1類	第2類
年齢別較差	0～5歳	$\exp([0\sim 5\text{歳の構成割合の係数}])$	
	6～11歳	$\exp([6\sim 11\text{歳の構成割合の係数}])$	
	12～17歳	$\exp([12\sim 17\text{歳の構成割合の係数}])$	
	18～64歳	1	
	65～74歳	$\exp([65\sim 74\text{歳の構成割合の係数}])$	
	75歳以上	$\exp([75\text{歳以上の構成割合の係数}])$	
級地間較差	1級地1	1	1
	1級地2	$\exp([1\text{級地2ダミーの係数}])$	$\exp([1\text{級地2ダミーの係数}])$
	2級地1	$\exp([2\text{級地1ダミーの係数}])$	$\exp([2\text{級地1ダミーの係数}])$
	2級地2	$\exp([2\text{級地2ダミーの係数}])$	$\exp([2\text{級地2ダミーの係数}])$
	3級地1	$\exp([3\text{級地1ダミーの係数}])$	$\exp([3\text{級地1ダミーの係数}])$
	3級地2	$\exp([3\text{級地2ダミーの係数}])$	$\exp([3\text{級地2ダミーの係数}])$
世帯人員別較差	単身	1	1
	2人	$\exp([2\text{人世帯ダミーの係数}])$	$\exp([2\text{人世帯ダミーの係数}])$
	3人	$\exp([3\text{人世帯ダミーの係数}])$	$\exp([3\text{人世帯ダミーの係数}])$
	4人	$\exp([4\text{人世帯ダミーの係数}])$	$\exp([4\text{人世帯ダミーの係数}])$
	5人	$\exp([5\text{人世帯ダミーの係数}])$	$\exp([5\text{人世帯ダミーの係数}])$

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

（2）年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

消費較差指数の算出方法（3 / 3）

<確認事項>

- ① 外れ値については、令和4年検証と同様に、特段の処理を行わないことを基本としつつ、外れ値の有無やその影響を念のため確認する。

令和4年検証の取扱い

○外れ値の確認結果と対応

外れ値の除外について金額の程度によって外れ値を除外することについては、頻度の低い消費支出の状況を反映できなくなってしまう可能性があることから、被説明変数の消費支出についてトップコーディングは行わないこととする。

※ 分析の対象となる標本世帯4,422世帯のうち、第1類相当支出の対数について平均+3.5 σ （ σ ：標準偏差）を超えるサンプルは観測されなかった。また、第2類相当支出の対数について平均+3.5 σ を超えるサンプルは8世帯観測されたが、仮に、これらの値を平均+3.5 σ の値で置き換えて消費較差指数の算出を行った場合でも、算出結果にはほぼ影響がないことを確認している。なお、ここで3.5 σ を用いたのは、サンプルサイズを踏まえ、1/4422未満の確率で生じる外れ値について確認する観点から、標準正規分布の上側確率が1/4422となる点が概ね3.5であることを考慮したものの。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

検討事項：令和6年全国家計構造調査のデータの取扱い

今回検証の方針（案）

- 生活扶助相当の品目及び第1類相当・第2類相当の区分は、前回は踏襲する。
 - ※1 令和6年全国家計構造調査では、「保健用消耗品」が「マスク」と「他の保健用消耗品」に細分化された。令和元年全国家計構造調査を用いた前回検証では、「保健用消耗品」が第2類相当とされていたことから、「マスク」・「他の保健用消耗品」のいずれも第2類とする。
 - ※2 仕送り金には、就学中の家族への仕送り金など最低生活費になじまない費用が含まれるが、仕送りが生活保護制度において禁止されているわけではないため、生活扶助相当支出から除外していない。
- 令和6年全国家計構造調査の調査対象期間が10月・11月であることに関しては、入念的な状況確認の観点から、月次の消費動向を把握できる令和6年家計調査により、前回の確認内容を参考として、夫婦子1人世帯及び2人以上世帯のうち勤労者世帯における低所得層（年収階級第1・十分位及び年収階級第1・五分位）の令和6年10月・11月前後の生活扶助相当支出の動向を確認する。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

令和6年全国家計構造調査（調査対象期間が10月・11月）の季節性の確認イメージ

- 令和6年全国家計構造調査の季節性については、前回検証と同様に令和6年における調査対象期間（10月・11月）の消費水準が、令和6年平均の消費水準や令和6年5～9月の季節変動の影響が比較的小さいと考えられる期間の消費水準と、大きく異ならないか、家計調査のデータを用いて確認する。

前回検証の確認内容（2019年の生活扶助相当支出額の推移）

2019年の生活扶助相当支出額の推移

【夫婦子1人 勤労者世帯】

	[年平均=100]												[年平均=100]			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	9-11月	10-11月	5-9月	年平均
年収階級	86.0	85.0	121.4	97.8	103.8	95.4	90.4	96.6	93.1	93.7	113.6	123.3	100.1	103.6	95.8	100.0
第1・十分位	(6.8)	(7.6)	(16.6)	(7.0)	(8.4)	(9.1)	(8.7)	(6.0)	(8.4)	(8.1)	(15.6)	(27.7)	(6.5)	(8.8)	(3.7)	(3.6)
年収階級	94.1	90.7	117.4	97.0	106.8	92.1	91.0	91.8	99.7	90.3	108.4	120.7	99.4	99.3	96.3	100.0
第1・五分位	(5.2)	(4.5)	(9.5)	(5.0)	(6.6)	(5.1)	(5.3)	(4.1)	(7.5)	(5.5)	(8.5)	(15.0)	(4.2)	(5.0)	(2.6)	(2.1)

(参考) 【2人以上 勤労者世帯】

	[年平均=100]												[年平均=100]			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	9-11月	10-11月	5-9月	年平均
年収階級	103.2	93.4	105.0	100.1	104.2	98.6	104.1	96.8	95.0	94.9	97.7	107.0	95.9	96.3	99.7	100.0
第1・十分位	(4.2)	(3.1)	(4.4)	(4.0)	(3.9)	(3.6)	(5.8)	(3.0)	(3.4)	(4.0)	(4.1)	(3.7)	(2.2)	(2.9)	(1.8)	(1.2)
年収階級	104.1	93.9	105.7	97.0	103.6	94.9	98.8	98.9	98.6	97.8	96.5	110.2	97.6	97.1	99.0	100.0
第1・五分位	(2.6)	(2.0)	(2.8)	(2.4)	(2.8)	(2.2)	(3.2)	(2.7)	(3.0)	(3.0)	(2.7)	(2.6)	(1.7)	(2.0)	(1.2)	(0.8)

資料 家計調査特別集計

2 . 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法

検討事項：令和6年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法

今回検証の方針（案）

- 令和6年全国家計構造調査から検証時点までの社会経済情勢の変化の反映方法を検討するに当たって、まずは、厚生労働省において、一般低所得世帯の消費動向を勘案するに当たり、参照することが考えられる経済指標を整理する。具体的には、家計調査等に基づく様々な指標に関し、その特徴、参照する場合の考え方や課題などについて、経済・統計分野の学識経験者の知見を十分踏まえて取りまとめる。その整理内容を踏まえて、本部会で議論いただく。

3 . 消費実態による検証を補完する方法

検討事項：消費実態による検証を補完する方法の検討

※ 生活扶助基準と比較する低所得者の所得階層は年収階級第1・十分位が適当かどうかの確認を含む。

今回検証の方針（案）

- 生活扶助基準の検証に当たって、一般低所得世帯が比較対象として適当かどうかを確認するため、最低限の生活をするとときに満たす必要のある社会的必需項目について一般低所得世帯における充足状況（※）を確認することは重要。そのため、社会的必需項目の選定の考え方や具体的方法について、利用可能な最新のデータを用いて精査を行う。その際、社会参加や人との交流に関する項目を追加するか検討する。
 - ※ 令和7年7月に実施された家庭の生活実態及び生活意識に関する調査について、一般世帯の年収階級別の結果は、令和7年国民生活基礎調査の所得票データとのマッチングが必要であり、今回の検証では活用ができず、直近の結果は令和4年7月の調査結果となる。
- 令和7年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の結果については、国民生活基礎調査データとのマッチングを要さない生活保護受給世帯の調査結果及び一般世帯の単純集計結果について、今回の検証において参考として参照できるようにする。併せて生活保護受給世帯における耐久消費財の保有状況を一般世帯との比較において確認する。
- 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査結果については、一般世帯と生活保護受給世帯との比較だけでなく、時系列での変化について分かりやすく参照できるようにする。
- 令和6年の社会保障生計調査による生活保護受給世帯の消費実態と令和6年全国家計構造調査による年収階級第1・十分位の消費実態について、サンプル数等の制約に留意しつつ、世帯属性などを調整した比較を行う。また、令和4年以降の物価上昇局面における生活保護受給世帯の消費の変化について、令和4～6年の社会保障生計調査により確認する。
- M I S手法による最低生活費の試算、主観的最低生活費の試算及び日本人の食事摂取基準を活用した検討については、現状において生活扶助基準の検証に直ちに活用できる状況になく、今回検証での活用を見送る。

4 . その他の扶助・加算の検証

今後の検討の進め方（案）

- 生活扶助本体以外の扶助や加算等のうち、定期的な改定を行っていないものについては、以下のような考え方を踏まえ、検討を順次進める。

（考え方）

- ① 令和8年においては、生活扶助基準本体（第1類・第2類）について、1年前倒しで検証を行うこととしており、令和8年末にその検証結果をとりまとめる必要がある。令和8年の定期検証において、生活扶助本体以外の扶助や加算を検証する場合には、全体のスケジュールに留意する必要がある。
- ② 有子世帯の加算（児童養育加算、母子加算）については、平成29年検証において、生活扶助基準本体と一体的に検証を行った経緯があり、令和8年の定期検証において、平成26年全国消費実態調査のデータを用いて検証した平成29年の検証内容も踏まえて、最新の令和6年全国家計構造調査のデータを用いた検証を実施する。
 ※ 教育扶助・高等学校等就学費については、平成29年に生活保護基準部会において整理された方法により、令和5年子どもの学習費調査の結果に基づき、令和7年4月に改定を行った。今後、令和7年子どもの学習費調査の結果を踏まえ、厚生労働省において同様の改定を検討することが必要。
- ③ 生活扶助基準本体では賄うことができない季節需要に対応するものとして設定している冬季加算や期末一時扶助について、令和8年の定期検証において、月別の消費実態を把握可能な家計調査のデータ等を用いて検証する。
- ④ 住宅扶助の限度額については、平成27年に生活保護基準部会の検証結果を踏まえた見直しを行った以降、検証を行っていないが、住宅・土地統計調査の特別集計や民間の賃貸物件情報による家賃実態の分析など、**検証方法の検討を含め**、住宅の専門的知見も踏まえた慎重な検討を要するため、今回の定期検証後に検証を進める。
- ⑤ ②～④以外の扶助や加算等については、まずは、厚生労働省において中長期的な課題として需要の把握に必要なデータの収集・整理や検証方法の検討をすることから始める。

※ 入院患者及び介護施設入所者に対して臨時特例的な対応として措置している特例加算（1人当たり月額1,000円）は、令和9年9月までの措置であることから、厚生労働省において入院患者日用品費や介護施設入所者の生活費の改定の要否について検討。

※ 医療保険制度の見直し（出産に係る給付体系の見直し）の内容等を踏まえ、出産扶助の対応について厚生労働省において検討。

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

児童養育加算の検証イメージ

- 児童養育加算の検証については、平成29年検証の検証方法も踏まえ、令和6年全国家計構造調査のデータを用いた検証方法について検討する。

（参考）平成29年検証の内容

《検証方法》

- 平成29年検証において、児童養育加算の検証を行うにあたっては、子ども健全育成に係る費用として**学校外活動費（※）**に着目し、夫婦子1人世帯における**低所得世帯（第1・十分位）と中位所得層（第3・五分位）の差**を検証することにより行った。

（※）学校外活動費の内訳

鉄道運賃、バス代、航空運賃、幼児・小学校補習教育、中学校補習教育、高校補習教育・予備校、書斎・学習用机・椅子、他の運動用具、スポーツウェア、書籍、宿泊料、語学月謝、他の教育的月謝、音楽月謝、他の教養的月謝、スポーツ月謝、家事月謝、他の月謝類、映画・演劇等入場料、スポーツ観覧料、文化施設入場料、遊園地入場・乗物代、他のこづかい

《検証結果》

- 夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の学校外活動費用の平均額が約6千円であるのに対し、中位階層（年収階級第5～6・十分位の平均）の平均額は約1万6千円であり、1万円の差が確認された。

・ 年収十分位別の学校外活動費の支出状況（平成26年全国消費実態調査特別集計）

（単位：月額）

第1・十分位	第2・十分位	第3・十分位	第4・十分位	第5・十分位	第6・十分位	第7・十分位	第8・十分位	第9・十分位	第10・十分位
6千円	9千円	10千円	13千円	16千円	16千円	19千円	24千円	29千円	41千円

生活扶助費本体(第1・2類費)の
算定上に含まれる額

中位階層における支出額(第5～第6十分位の平均)
月額約1万6千円

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

母子加算の検証イメージ

- 母子加算の検証については、平成29年検証の検証方法も踏まえ、令和6年全国家計構造調査のデータを用いた検証方法について検討する。

（参考）平成29年検証の内容

《検証方針》

- ひとり親（母子世帯・父子世帯等）に対して支給される母子加算については、ひとり親世帯のかかり増し費用に着目して検証を行うことを基本として、ふたり親世帯とひとり親世帯の消費実態の差を検証した。

《検証方法》

- ひとり親世帯において、ふたり親世帯と同程度の生活水準を送るために必要な消費支出を検証する。具体的には、子どもの費用に関する先行研究を参考に、ひとり親（子1人）世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同じ割合で生活する場合の消費支出額について回帰分析を用いて算出した上で、実際のひとり親（子1人）世帯の消費支出に相当する額との比較を行い、その差額をひとり親世帯のかかり増し費用と捉えることが適当であるとして検証した。

《検証結果》

- 生活扶助基準の水準の検証に際して、夫婦子1人世帯の消費支出階級別における折れ線回帰分析により確認した消費構造が変化する分位は、消費支出階級第11・五十分値であり、回帰分析を用いて算出したその固定的経費の支出割合は、52.6%であった。
- そこで、ひとり親（子1人）世帯が、上記の固定的経費の割合52.6%の水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額について回帰分析を用いて算出した結果、約13万円となった。
- ひとり親世帯のかかり増し費用を加算として評価することが適当と考えられる。上記の約13万円を、ひとり親（子1人）世帯が夫婦子1人世帯と同程度の生活水準の生活を送るために必要な費用と考える場合には、その約13万円とひとり親（子1人）世帯の生活扶助相当支出額（第1類費及び第2類費）11.3万円との差額がひとり親世帯のかかり増し費用になると考えられる。

資料 平成26年全国消費実態調査特別集計

4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

冬季加算の検証イメージ

- 冬季加算の検証については、最近の家計調査のデータを用いて、平成26年検証の検証方法に準じた検証を行う。**併せて、光熱費が夏季に増加する実態があるか、地区別に検証を行う。**
- **灯油など光熱費の物価上昇の動向や電気、ガス、灯油の購入数量の動向についても確認する。**

（参考）平成26年検証の主な内容

検証内容	検証手法
○ 冬季に増加する支出費目はどのようなものがあるか。	○ 冬季の増加需要が多いと考えられる地域（Ⅰ区～Ⅲ区）について、冬季（11月，1月～3月）の支出額と年平均の支出額との差を費目別に集計し、その差が統計的に有意と言えるか検定を行う。 ※ 12月は、食料の支出額が大幅に増加するが、12月の増加需要は、期末一時扶助で対応しているため、冬季から12月を除外した。
○ 支出額が増加するのは、何月から何月までか、地区別に検証	○ 冬季に支出が増加する費目の月別支出額を地区別に算出し、Ⅵ区の年平均支出額を100とする指数が100を超える月が何月かをみる。 ※ 光熱費0円のデータは除外して集計した（以下同じ）。
○ 現行の冬季加算の世帯人数別の較差は妥当かどうか。	○ 冬季に増加する支出額を世帯人数別に算出し、3人世帯の冬季増加支出額を100とした場合の指数を世帯人数別に算出
○ 現行の冬季加算の級地間の較差は妥当か。	○ 冬季に増加する支出額を級地別に算出し、2級地の冬季増加支出を100とした場合の指数を算出
○ 地区別の冬季加算額の水準はどの程度が妥当か。	○ 地区別に冬季に増加する支出額と冬季加算額を比較。 ※ 第1・十分位の数値が特異なものとなっていないか確認するため、第1・五分位、第1～3・五分位も集計

4 . その他の扶助・加算の検証

期末一時扶助費を検証する場合の検証イメージ

○ 期末一時扶助費については、最近の家計調査のデータを用いて、低所得世帯における12月の生活扶助相当支出の増加分を推計することにより、スケールメリットの検証と水準（高さ）の検証の双方を行う。

※ 平成24年検証ではスケールメリットのみ検証を行い、期末一時扶助における人員別較差の導入に至っている。

（参考）平成24年検証の内容

《検証の考え方》

○ 期末一時扶助に相当すると考えられる支出について、どの程度スケールメリットがあるかを検証する。

《検証に用いるデータ》

○ 平成18年から平成22年の5カ年の家計調査をプールしたデータのうち、世帯人員ごとの世帯（単身世帯、…、5人世帯）の年収第1・十分位のデータを用いる。

《検証の方法》

○ 世帯人員ごとの世帯年収第1・十分位の世帯の11月から12月への生活扶助相当支出の増加額について、単身世帯を1とした指数にし、各世帯人員の世帯の基準額の指数と比較する。

《検証結果》

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
期末一時扶助基準額	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00
11月から12月への消費の増加分	1.00	1.63	1.68	1.89	1.97

※ 4人世帯の指数については、計測結果が3人世帯の指数を下回るため、4人世帯以外の情報から求めた指数の最良近似曲線の式（世帯人員別指数 = $e^{0.07 \times \text{人員数}^{0.41}}$ $R^2 = 0.85$ ）を用いて算出した。